



# 島根県報

令和4年9月27日（火）

第 349 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【規 則】**

医療法施行細則の一部を改正する規則 (医 療 政 策 課) 2

**【告 示】**

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 2

**【公 告】**

都市計画変更の図書の縦覧 (都 市 計 画 課) 2

**【特定調達公告】**

令和5年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の実施 (道 路 維 持 課) 3

## 公布された条例等のあらまし

## ◇医療法施行細則の一部を改正する規則（規則第69号）

## 1 規則の概要

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う規定の整備（第3条関係）

## 2 施行期日

令和4年10月1日から施行することとした。

**規****則**

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第69号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和24年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第31号中「医療法人決算届」の次に「（省令第33条の2の12第1項第1号に掲げる方法による場合を除く。）」を加え、同項第42号中「地域医療連携推進法人決算届」の次に「（省令第33条の2の12第1項第1号に掲げる方法による場合を除く。）」を加える。

## 附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

**告****示**

## 島根県告示第644号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和4年9月27日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
えーる合同会社	福祉用具貸与	福祉のお店えーる	出雲市中野町783-3	令和4年9月17日
	介護予防福祉用具貸与			
えーる合同会社	特定福祉用具販売	福祉のお店えーる	出雲市中野町783-3	令和4年9月17日
	特定介護予防福祉用具販売			

**公****告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月27日

島根県知事 丸山達也

- 1 都市計画の種類  
出雲都市計画ごみ焼却場
- 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和4年9月27日

島根県知事 丸山達也

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名、数量及び配車先
    - ア 凍結防止剤散布車（2.5㎡級 プラウ付き）1台 松江県土整備事務所
    - イ 凍結防止剤散布車（2.5㎡級）1台 雲南県土整備事務所仁多土木事業所
    - ウ 凍結防止剤散布車（2.5㎡級）1台 浜田県土整備事務所
    - エ 凍結防止剤散布車（4.0㎡級）1台 益田県土整備事務所
    - オ 除雪グレーダ（3.1m級）1台 雲南県土整備事務所仁多土木事業所
    - カ ロータリ除雪車（2.6m級）1台 県央県土整備事務所
    - キ 除雪ドーザ（11t級 SAプラウ付）1台 県央県土整備事務所
    - ク 除雪ドーザ（5t級 マルチプラウ付）1台 県央県土整備事務所大田事業所アからクまでについては、それぞれの入札とする。
  - (2) 入札案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
令和6年3月22日（金）
  - (4) 納入場所  
それぞれの配車先の県土整備事務所長又は事業所長が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
  - (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(4)産業機器」又は大分類「5車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

### 3 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

また、入札書に記載する金額には、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金を含めないこと。

### 4 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和4年10月17日（月）午後4時までに、島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）に入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出した申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

### 5 入札期間、開札の日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和4年10月24日（月）午前9時から同月25日（火）午後4時まで（同月24日午後5時から同月25日午前9時までを除く。）

(2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

令和4年10月25日（火）午後4時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和4年10月25日（火）正午までに到着していること

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年10月26日（水）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

### 6 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和4年10月17日（月）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は、次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から令和4年10月17日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（土木部道路維持課道路管理グループ）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- a Antifreeze spraying vehicle with snowplow 2.5m<sup>3</sup> class : 1
- b Antifreeze spraying vehicle 2.5m<sup>3</sup> class : 1
- c Antifreeze spraying vehicle 2.5m<sup>3</sup> class : 1
- d Antifreeze spraying vehicle 4.0m<sup>3</sup> class : 1
- e Motor grader with snowplow 3.1m class : 1
- f Rotary snowplow in the 2.6m class : 1
- g Tractor with snowplow 11ton class : 1
- h Tractor with snowplow 5 ton class : 1

(2) Bid tendering date and time : From 9 : 00 a.m. October 24, 2022 to 4 : 00 p.m. October 25, 2022

(3) Contact point for the notice : Road Maintenance Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi,

Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-6567